

## 緊急事態宣言下における保育料減免に関する陳情

### 【願意】

緊急事態宣言下において、保育所等の機能を維持しながらも利用人数を減らし、子どもや職員の安全を守るため、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合に係る保育料の取扱いに関する要綱」第 4 条の改訂を願いたい。改訂では、「政府又は千葉県が千葉県下に緊急事態宣言を発令した場合において、船橋市からの要請・同意は無いが保護者の判断で保育所等の登園を回避した場合」を保育料減免の事由に追加してほしい。

### 【理由】

令和 3 年 1 月現在、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合に係る保育料の取扱いに関する要綱」第 4 条は以下の通りです。

<p>第 4 条 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合で規則第 7 条第 3 項を適用する場合は、次の各号に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 子ども等の感染が発覚し、市の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合</p> <p>(2) 地域の公衆衛生の観点から、市の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合</p> <p>(3) 感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市から登園回避の要請・同意を行った場合</p> <p>2 規則第 7 条第 3 項に規定するその他これに類するときとは、市の要請・同意により保育所等に登園しなかった場合とする。</p>
---

すなわち、緊急事態宣言発令中であっても、市の要請・同意が無く保護者の判断のみで子

どもの登園を回避した場合は、保育料の減免は行わない規定ですが、以下の理由により緊急事態宣言下の保育料の減免措置を追加していただきますようお願いいたします。

**(1) 緊急事態宣言下で、保育所等の利用人数を減らし感染の可能性を下げる実効的な手段となる**

保育所等では職員の方々がきめ細やかに対応をなさっていますが、低年齢の子どもはマスクが着用できないこともあり狭い空間で飛沫が飛び交う環境になっています。子どもや職員の安全のために、利用人数を減らす実効的な手段が必要です。

**(2) 市が登園回避の要請をしなくても、育児休業中や短時間勤務、在宅ワークの保護者が家庭保育に協力しやすくなる**

家庭により状況は異なるので一概には言えませんが、「保育料の減免分で2人乗りベビーカーや上の子の遊び道具を購入し、きょうだいまとめて家庭保育に協力しよう」「保育料のためにたくさん働かなくても大丈夫なら、仕事量を減らそう」「在宅ワークをしながらの家庭保育は仕事の効率がかなり下がるが、保育料減免分を収入とみなせるから、家庭保育でがんばろう」という家庭もあります。

**(3) 減免された保育料を子どもの昼食・おやつ代に充てられる**

0～2歳児クラスは保育料無償化の対象外で、昼食・おやつ代は保育料に含まれません。保育園のような栄養バランスに優れたおいしい昼食を家庭で作るのは大変で、費用もかかります。

**(4) 令和2年3月の全国一斉休校、4月の緊急事態宣言発令時は、市から登園自粛の要請と保育料の減免も行われた結果、保育所等の利用人数が大幅に減少したが、その時に比較すると令和3年1月の緊急事態宣言発令時は減少幅が小さい**

陳情者が保育所等に直接調査はしておりませんが、令和3年1月に緊急事態宣言が発令されても、近隣の小規模保育施設(0～2歳児対象で、園庭がない保育施設)のお散歩の人数は発令前とほとんど変わっていません。保育所等の利用人数も同様であるとうかがえます。

以上